

荷主関係団体 各位

平成29年10月
国土交通省
(公社)全日本トラック協会

リーフレットの周知のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業については、国民生活及び経済活動を支える役割を果たすべく、様々な物資の輸送に日々取り組んでいるところですが、近年、トラックドライバー不足が深刻な課題となっております。今後、少子高齢化の更なる進展が予想される中、その機能を継続的に発揮していく上で、トラックドライバーの確保を図ることは喫緊の課題となっております。

長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等による長時間労働の発生などトラックドライバーの労働環境は厳しい状況にあるとともに、他の産業に比べて低賃金の傾向にあり、こうしたことが、トラックドライバー不足の要因となっているところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

国土交通省では、トラック事業者が適正な運賃・料金を収受することができる取引環境を整えることが重要との観点から「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、関係省庁の協力も得ながら、その具体的な方策等について検討を行ってきました。同検討会において、運賃と料金の範囲を明確化し、運送以外の役務の対価を運賃とは別建ての料金として収受できる環境を整備する必要があるとされたところであり、また、こうした取組みはトラックドライバーの労働環境の改善や賃金水準の改善にも重要なものとなります。また、荷待ち時間の改善等は、社会全体としての生産性の向上にも大きく資するものとなります。

こうしたことを受け、今般、荷主の皆様とトラック事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところではありますが、荷主の皆様にも、今般の「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂くことが重要と考えております。

また、トラックドライバーの長時間労働の改善に向けて、トラック事業者における過労運転などの法令違反行為が、荷主の指示などの主体的な関与によるものと認められるときに、国土交通省が荷主名を公表する荷主勧告についても、勧告の判断基準を明確化したほか、荷主に対し早期に協力要請を行うなどの新たな運用を本年7月から開始しております。

これらについて、国土交通省、全日本トラック協会は、トラック業界における適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「標準運送約款改正」並びに「荷主勧告制度の新たな運用」に関するリーフレットを作成いたしましたので、より多くの荷主の皆様にも周知いたしたく、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体に送付させていただきます。次第です。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、社内周知等ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

※周知用として各リーフレットのPDFデータを下記URLに掲載しておりますので、こちらもご活用下さい。

- ・「標準貨物自動車運送約款の改正概要」リーフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001204841.pdf>

- ・「荷主勧告制度の新たな運用」リーフレット

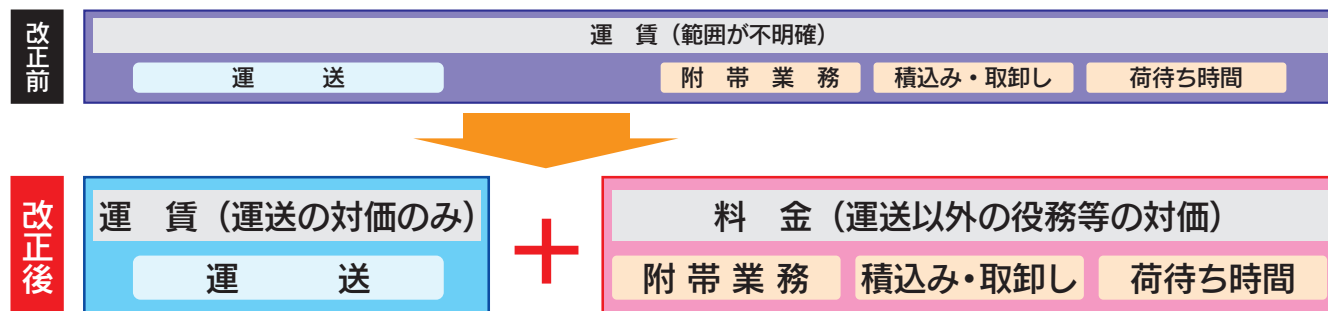
<http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

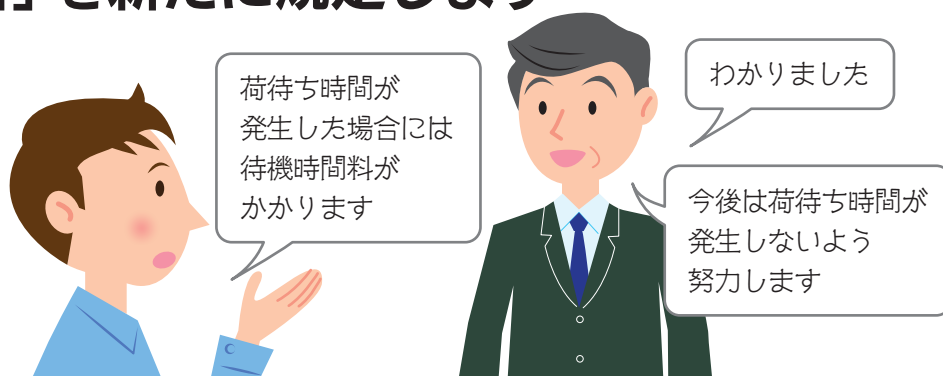
① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-835-6365

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

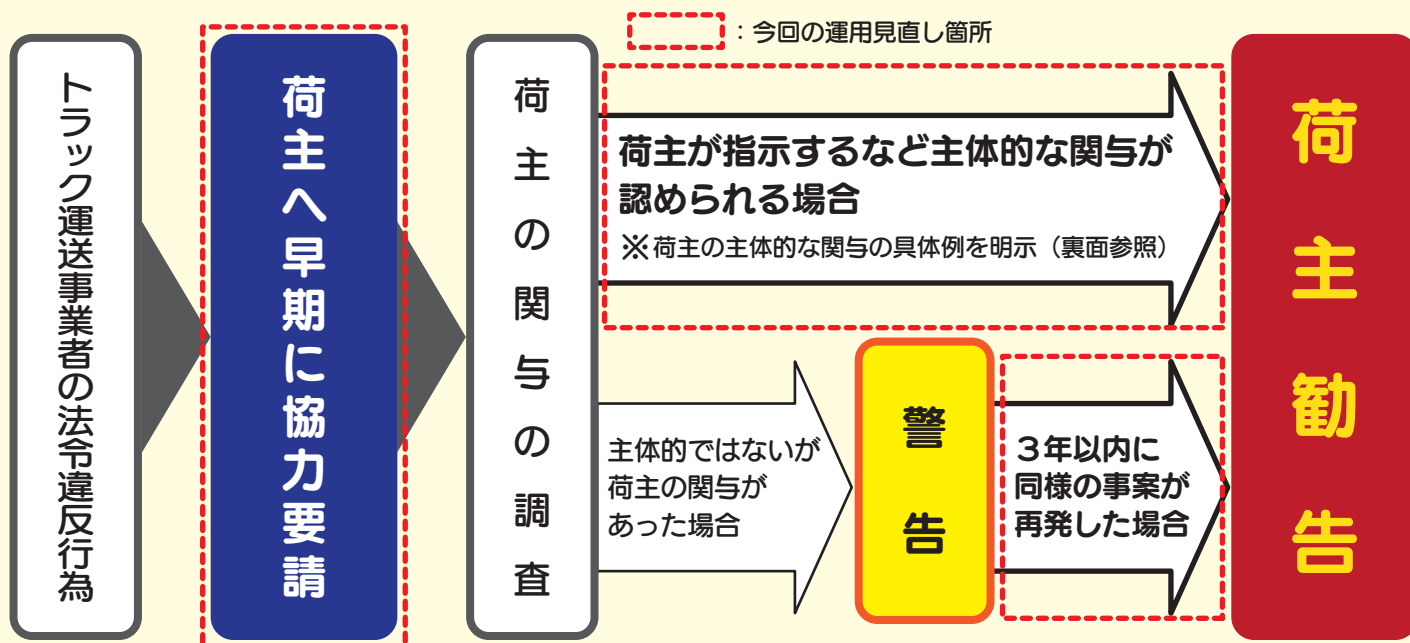
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。